

やまなし健康経営優良企業認定制度 認定要件の解説

山梨県福祉保健部健康増進課
令和6年4月版

1. 目的

本県の健康寿命は、男女ともに、全国トップクラスにある。一方で、「運動不足、運動習慣者の割合の減少」「喫煙率が高い」「肥満者やメタボリックシンドローム該当者及び予備群者が多い」等の健康課題がある。

今後も、健康寿命を延伸していくためには、生活習慣病を始めとする疾病の発症・重症化予防が重要であり、生活習慣病の発症リスクが高くなる働く世代に向けた対策推進が求められる。

そこで、従業員の健康づくりを経営的な視点で捉え、戦略的に取り組む事業所を「やまなし健康経営優良企業認定制度」を創設し、事業所による従業員の健康づくりの推進を図る。

2. 対象

常時雇用する労働者を有する法人、個人、団体（国及び県を除く）その他知事が適当と認めるもので、次のいずれにも該当している事業所

- 1) 県内に事業の拠点があり、県税の滞納がない
- 2) 公的医療保険の適用事業所である
- 3) 過去3年間において、労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていない
- 4) 暴力団等の反社会的勢力に所属したことがなく、これらの者と関係を有していない

<用語説明>

「労働者」「従業員」とは：労働安全衛生法に準ずる

直接雇用関係にある労働者（派遣社員を除く）

正社員、非正社員（非常勤、契約社員、パートなど含む）

3. 認定制度の概要

- 1) 認定期限 認定の日から2年間（更新可）とする
- 2) 認定時期 年2回（令和6年8月、令和7年1月）
- 3) 申請期間 **【第1回】令和6年 6月3日～令和6年 6月30日**
【第2回】令和6年11月1日～令和6年11月30日
※更新申請においても、この申請期間内に申請を行う
- 4) 認定申請先 山梨県福祉保健部健康増進課（持参又は郵送）

4. やまなし健康経営優良企業の認定基準

次の1) 2) の全てを満たしていること

1) 必須項目を全て（従業員が50人以上の事業所は8項目、50人未満の事業所は6項目）を満たしていること

※ここでいう従業員数は、申請書（様式1号）の従業員数の総数を基準とする

2) 選択項目から12項目以上を満たしていること

＜やまなし健康経営優良企業の認定基準＞

認定項目		
＜項目1＞ 事業主自身が健康診断を受診、かつ、健康経営宣言の社内等への発信		
必須 必須	1	事業主自身が健診を受けている
	2	健康経営宣言(健康宣言事業所の登録)の掲示等により事業所内外に周知している
＜項目2＞ 従業員の健康保持・増進に関する取り組みを実施するための組織体制の構築		
50人以上は必須 必須	3	安全衛生委員会・衛生委員会の設置がある
	4	健康づくり担当者・衛生担当者等を決めている
	5	事業所として従業員の健康課題を把握している
＜項目3＞ 労働安全衛生法に基づく定期健康診断及び結果に基づく事後措置(保健指導)を実施している		
必須	6	定期健康診断を実施している
	7	定期健康診断の受診率が100%(やむを得ない理由を除く)である
	8	社内外の医師や保健師等による保健指導の機会を提供している
	9	「再検」「精密検査」が必要な従業員に受診を勧奨している
	10	本人の同意のもとに「再検」「精密検査」の結果を把握している
＜項目4＞ 高齢者の医療等を確保する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に協力している		
	11	医療保険者が実施する特定健康診査(メタボ健診、生活習慣病健診)を受診させている又は、医療保険者の求めに応じ、40歳以上の従業員の特定健康診査結果を医療保険者に情報提供している
	12	医療保険者が実施する特定保健指導(メタボ予備群者及び該当者)を受けられる体制がある
＜項目5＞ 各種がん検診の実施、受診勧奨、保健指導の実施をしている		
必須	13	がん検診の必要性の周知や市町村等で行うがん検診の情報提供などをしている
	14	がん検診や精密検査を受けやすい環境が整っている
＜項目6＞ 従業員が食生活の改善に取り組みやすい環境づくりをしている		
	15	「メタボ」「肥満」の予防、改善に向けた食生活に関する取り組みをしている
	16	「減塩」に考慮した取り組みをしている
＜項目7＞ 従業員が運動に取り組みやすい環境づくりをしている		
	17	勤務時間中に運動をする機会を増やすための取り組みをしている
	18	勤務時間外に運動をする機会を増やすための取り組みをしている
＜項目8＞ 受動喫煙対策の取り組みを実施している		
必須	19	第一種施設は敷地内禁煙、第二種施設は屋内禁煙を厳守している
	20	喫煙者への禁煙支援をしている。
＜項目9＞ 「歯・口腔の健康」の取り組みを実施している		
	21	定期的な歯科健診を促す取り組みをしている。
＜項目10＞ こころの健康(メンタルヘルス対策)の取り組みを実施している		
50人以上は必須	22	ストレスチェックを実施している。
	23	悩み、困りごと、こころの健康に関する相談窓口の周知をしている
＜項目11＞ 感染症予防の取り組みを実施している		
	24	インフルエンザやノロウイルス等の感染症予防に関する取り組みをしている
＜項目12＞ 健康づくりに関する環境整備、社会資源を活用している		
	25	健康の保持増進に係る教育の機会の推進・情報発信をしている
	26	事業所内に従業員が健康づくりに活用できる健康機器等が設置されている
	27	県(保健所)や保健医療関係機関が実施している出張講座、市町村が実施している保健事業を活用している
	28	山梨産業保健総合支援センターが実施している「産業保健研修・セミナー」を活用している
＜項目13＞ 治療と仕事の両立支援を行うための環境づくりを実施している		
	29	治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の明確化や情報提供を実施している
	30	治療と仕事の両立支援に関する制度整備に取組をしている
＜項目14＞ 事業所で健康づくりに関する特徴的(オリジナル)な取り組みをしている または、県が重点的に推進している次の健康増進に関する事業に取り組んでいる		
	31	事業所で健康づくりに関する特徴的(オリジナル)な取り組みをしている
	32	慢性腎臓病予防(クレアチニン検査の導入、医療機関への受診勧奨等)に取り組んでいる
	33	従業員食堂で「やまなししほルト定食」を提供している
	34	完全敷地内禁煙(建物内及び敷地内に喫煙所を持たない)に取り組んでいる
	35	子宮頸がん受診率向上事業への参加をしている

5. やまなし健康経営優良企業の評価項目の解説

項目1：健康経営の宣言（経営理念）

事業主自身が健康診断を受診、かつ、健康経営宣言の社内等への発信

◆ 趣旨

本項目は、事業主自身の健康管理と事業所として健康経営に取り組む意思表示をするものである。事業主は、従業員の健康管理を経営課題として認識し、組織としてその対策に取り組むことを従業員に対して文書等により明文化して示すことで、従業員は事業主の考えを理解し、従業員自身も健康の保持・増進に向けた取り組みを開始する契機にするものであり、事業主と従業員が相互に理解し、取り組みへの協力や従業員自身の健康管理の推進に努めることを期待するものである。

◆ 評価項目及び適合基準

1) 事業主自身が健診を受けている【必須】

- ・事業主自身が、毎年、定期的に健康診断を受けていること。健康診断の内容は、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断以上とする。（かかりつけ医での特定の疾病に関する検査のみ受診した場合は含まない。）
- ・未受診の場合（未受診の項目がある場合も含む）は、その理由を記載すること。

2) 健康経営宣言の掲示等により事業所内外に周知している【必須】

- ・組織として、従業員の健康管理に取り組むことを文書等により明文化し、従業員やその他関係者（取引先等）に対して周知していること。
- ・周知方法は、全国健康保険協会の加入事業所は、全国健康保険協会山梨支部（以下「協会けんぽ山梨支部」という。）の健康宣言運動「目指そう！健康事業所」にエントリーし、「健康宣言事業所」の登録を行う。登録後に交付された「健康宣言事業所証」の事業所内（入口、会議室、応接室等）の掲示やホームページの掲載など、従業員やその他関係者にも広く周知していること。
- ・全国健康保険協会の加入事業所以外は、事業所で「健康経営宣言証（※様式を県ホームページに掲載）」を作成し、事業所内（入口、会議室、応接室等）への掲示やホームページの掲載など、従業員やその他関係者にも広く周知していること。

【取組例】

- ・「健康経営宣言事業所証」等を事業所の入口、社員食堂、応接室等に掲示
- ・「健康経営宣言事業所」であることを個別通知／文書回覧を通じて周知
- ・「健康経営宣言事業所」であることを従業員全員の目につくよう掲示板への掲示
- ・社外に向けたホームページへの掲載

項目 2 : 組織体制

従業員の健康保持・増進に関する取り組みを実施するための組織体制の構築

◆ 趣旨

本項目は、組織全体で、従業員の健康の保持・増進の取り組みを展開するために必要な組織体制の構築を行っていることを問うものである。組織が従業員の健康管理を行うには、衛生委員会や労働安全衛生委員会等の設置及び開催や健康づくり担当者を決めて取り組むことが重要である。

しかし、特に、50人未満の事業所においては、健康管理の組織体制の構築が難しいのが現状であることから、健康づくり担当者を決め、従業員の健康の保持・増進に向けた取り組みの実施を期待するものである。

◆ 評価項目及び適合基準

3) 労働安全衛生委員会、衛生委員会の設置がある【50人以上の事業所は必須】

- ・50人以上の事業所においては、衛生委員会（労働安全衛生法第18条）もしくは労働安全衛生委員会（同法19条）の設置及び開催がされていること。50人未満の事業所は、法的な設置義務がないため、同等な委員会が設置及び開催されている場合は、選択項目として満たしたものとす。

4) 健康づくり担当者・衛生担当者等を決めている【必須】

- ・健康づくり担当者とは、従業員の健康の保持増進に関する取り組みを実践する担当者を指し、健診や保健指導の実施、特定保健指導の窓口、事業主・産業医・保険者・山梨産業保健総合支援センター等への適切な報告、連絡、相談等を行う担当者を決めていること。
- ・健康づくり担当者は、例えば、衛生管理者、衛生推進者等を想定している。総務課の労務管理や人事担当が担う場合でも良いが、健康づくり担当者であることを明確にしていること。
- ・健康づくり担当者の他事業所の兼務は、原則として、認めない。兼務を行っている場合は、その理由を示すこと。

5) 事業所として従業員の健康課題を把握している

- ・従業員の今までの傷病等の状況、労働環境、健康診断の結果等から、従業員の健康に関する状況を把握していること。

【健康課題の例】

- ・高血圧の者が多い。しかし、病院に通院しているか分からない。
- ・メンタルヘルス不良者が増加している
- ・従業員の喫煙率が高い
- ・従業員の肩こりや腰痛による生産性の低下がある

項目3：健康診査・保健指導

労働安全衛生法に基づく定期健康診断及び結果に基づく事後措置（保健指導）を実施している

◆ 趣旨

本項目は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断査及び保健指導等の実施に関する項目である。

健康経営の観点から、事業所の効率的な業務遂行のためには、まず、従業員の健康の保持増進が重要であり、そのためには、事業主は、個々の従業員の健康状態を把握することや事業所全体の健康課題を把握することは重要である。従業員の定期健康診断の実施と保健指導の機会を設け、さらにその結果を把握することができるかを問うものである。

※特殊健康診断は含まない。

◆ 評価項目と適合基準

6) 定期健康診断を実施している 【必須】

- ・事業主は労働安全衛生法第66条第1項「事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない」に規定されている健康診断を実施していること。健康診断の内容は、同法規則第44条に定められている11項目を行うこと。

7) 定期健康診断の受診率が100%（やむを得ない理由を除く）である

- ・事業所は、従業員が定期健康診断を受診することができるよう受診勧奨を行い、やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の直近の受診率が100%であること。

<やむを得ない理由により、未受診となった例>

- ・長期の病気休職者や産前産後休暇及び育児休業中で一年を超えて休業している場合
- ・一年を超える海外赴任の場合

8) 社内外の医師や保健師等による保健指導の機会を提供している

- ・労働安全衛生法に基づく保健指導について、健康診断の結果に基づき、高血圧・脂質異常・高血糖等の保健指導等を要する者に対し、産業医や保健師等から保健指導を受ける機会を提供していること。

（高血圧・脂質異常・高血糖等の生活習慣病は軽視されやすい。早めに生活習慣の改善等のアドバイスを産業医や保健師等の専門職から助言を受けることが重要であるため。）

- ・50人未満の事業所は、山梨産業保健総合支援センターにより支援を受けることができるためその保健指導の機会を提供されれば要件を満たしたものとする。

9) 「再検査」「精密検査」が必要な従業員に受診を勧奨している

10) 本人の同意のもとに「再検査」「精密検査」の結果を把握している

- ・「再検査」「精密検査」が必要となった者に対し、受診勧奨を促す取り組みをしていること。高血圧、脂質異常、高血糖などは、無自覚・無症状であり受診の必要性が軽視されやすく、また、医療機関を受診する環境（休暇制度等）が整っておらず、未受診であることが課題となっている。また、受診した結果により、勤務環境の改善等が必要な場合もあるため、本人の同意のもとに「再検査」「精密検査」の結果を把握する取り組みをしていること。

【取組例】

- ・「再検査」「精密検査」の受診勧奨のために対象者宛での個別通知
- ・「再検査」「精密検査」に要する時間の勤務認定や特別休暇認定付与
- ・「再検査」「精密検査」に要する費用補助
- ・本人の同意のもとに受診結果を報告する仕組みがある

項目 4 : 健康診査・保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査・特定保健指導に協力している

◆ 趣旨

本項目は、本県の健康課題であるメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の増加傾向にあることから、生活習慣病の発症リスクの高まる働く世代のメタボリックシンドローム該当者及び予備群者に対して特定保健指導を受ける機会を提供することができているかを問うものであり、生活習慣病の発症予防を期待している。

◆ 評価項目及び適合基準

1 1) 医療保険者が実施する特定健康診査(メタボ健診、生活習慣病予防健診)を受診させている又は、医療保険者の求めに応じ、40歳以上の従業員の特定健康診査結果を医療保険者に情報提供している。

- ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上の従業員に「特定健康診査」を受診させていること。ただし、特定健康診査の検査項目は、労働安全衛生法に基づく定期一般健康診断の検査項目に全て含まれているため、医療保険者に情報提供することで特定健康診断を受診させたこととみなされる。医療保険者の求めがあった場合、事業所等は40歳以上の従業員の特定健康診査記録の写し(定期一般健康診断の結果)を情報提供していることで要件を満たしたものとする。

※高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項及び第3項に医療保険者の求めがあった場合、事業者等は特定健康診査記録の写しを提供することが規定されている。医療保険者は、情報提供された健診結果から特定保健指対象者を選定する。

1 2) 医療保険者が実施する特定保健指導(メタボ予備群者及び該当者)を受けられる体制がある。

- ・特定保健指導の実施主体は医療保険者である。特定保健指導(メタボ予備群者及び該当者)が必要と判断された従業員に対し、特定保健指導を受けられるための支援や勧奨を行っていること。具体的には、特定保健指導を受けられる時間的、空間的配慮等(就業時間認定や特別休暇認定、場所の提供など)を行うことなどである。

【取組例】

- ・特定保健指導の実施時間の出勤認定、特別休暇認定等
- ・従業員の特定保健指導受診のための勤務シフトの時間調整
- ・保険者が実施する特定保健指導実施への支援
(実施場所として会議室等の提供)

項目5：健康診査・保健指導

各種がん検診の実施、受診勧奨、保健指導を実施している

◆ 趣旨

本県の主要死亡原因の第1位はがん（悪性新生物）であり、生涯のうち、2人に1人ががんに罹患すると言われている。自覚症状のない早期発見のがんは約9割が治るという結果がでているため、がん検診や精密検査を受けることは重要である。しかし、各がん検診の実施主体は市町村であり、労働安全衛生法の健康診断の法的位置づけはないため、事業所の従業員の各がん検診の受診状況等を把握することが困難である。

従業員が、長く健康で働くことができるように、がんの早期発見・早期治療のために、従業員に対し、厚生労働省が推奨する胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診（以下「各がん検診」という。）の必要性の周知、検診の機会の情報提供、受診しやすい体制づくりの推進等ができているかを問うものであり、生活習慣病の発症予防を期待している。

◆ 評価項目及び適合基準

13) がん検診の必要性の周知や市町村等で行うがん検診の情報提供などを行っている【必須】

- ・厚生労働省が推奨する胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診（以下「各がん検診」という。）の必要性や検診の情報提供をしていること。事業所で実施することができない場合は、市町村が実施しているがん検診の情報提供（日時、場所、費用など）を行っていること。

14) がん検診や精密検査を受診しやすい環境が整っている

- ・従業員に対し、がん検診や精密検査を受けやすくするための取り組みが行われていること。事業所でがん検診が実施されている、市町村が実施しているがん検診を受けられるための休暇制度（出勤認定等）、また、精密検査が必要となった者の休暇制度（出勤認定）やかかった費用への補助などを行っていること。

【取組例】

- ・がん検診の情報提供（個別通知、広報、ポスターなど）
- ・住所地の市町村で実施しているがん検診の受診方法等を情報提供
- ・がん検診の実施（事業所が主体で実施、費用負担をしている）
- ・がん検診が含まれる生活習慣病予防健診（協会けんぽ加入者）の実施
- ・市町村や他で実施したがん検診に要する費用補助
- ・がん検診の受診勧奨のために対象者宛ての個別通知
- ・がん検診や精密検査の受診に要する時間の勤務認定や特別休暇認定付与
- ・本人の同意のもとに検診結果や精密検査結果を報告する仕組みがある

項目6：健康づくりの実践

従業員が食生活の改善に取り組みやすい環境づくりをしている

◆ 趣旨

本項目は、生活習慣病による欠勤、病休等を防ぐため、従業員の食生活を改善する取り組みを行っているかを問うものである。本県では、メタボリックシンドローム該当者及び予備群者が増加傾向にあることや食塩摂取量が男女とも国が推奨している「目標値8gに達していないこと」であることから、その視点を取り入れた取り組みが必要であり、生活習慣病の発症予防を期待している。

◆ 評価項目及び適合基準

15) 「メタボ」「肥満」の予防、改善に向けた食生活に関する取り組みをしている

- ・従業員の健康診断結果や勤務環境などを踏まえ、「メタボ」「肥満」の予防・改善に向けた食生活に関する取り組みをしていること。

16) 「減塩」に考慮した取り組みをしている

- ・従業員の健康診断結果や勤務環境などを踏まえ、「減塩」に関する取り組みをしていること。

【取組例】

- ・ヘルシーな仕出し弁当など健康に考慮した弁当の利用促進
- ・社員食堂におけるヘルシーな健康に考慮したメニューの提供
- ・従業員の健康を考慮した食事の情報提供
(おかずやメニュー等の栄養素やカロリー表示を行う)
- ・自動販売機における健康に考慮した飲料への変更
(自動販売機の飲料の一部を無糖、低カロリー、特保飲料に変更する)
- ・事業所が屋外作業用に準備する飲料をノンカロリーにする
- ・事業所共通調味料を減塩に変更する
- ・朝食を摂らない従業員への情報提供、朝食の提供

項目7：健康づくりの実践

従業員が運動に取り組みやすい環境づくりをしている

◆ 趣旨

本項目は、生活習慣病による欠勤、病休等を防ぐため、従業員の運動習慣を改善する取り組みを行っているかを問うものである。本県では、運動習慣者の割合が年代別・男女別いずれも低下し、特に、一日の日常生活の歩数は20～64歳の女性が最も低い状況にある。運動習慣等の獲得につなげる視点を取り入れた取り組みを行い、生活習慣病の発症予防を期待している。

◆ 評価項目及び適合基準

17) 勤務時間中に運動をする機会を増やすための取り組みをしている

- ・従業員の健康診断結果や勤務環境などを踏まえ、従業員に対し、勤務時間中に運動する機会、身体活動量を増やす取り組みをしていること。

18) 勤務時間外に運動をする機会を増やすための取り組みをしている

- ・従業員の健康診断結果や勤務環境などを踏まえ、従業員に対し、勤務時間外に運動する機会、身体活動量を増やす取り組みをしていること。

【取組例】

<勤務時間中：運動を促す環境整備>

- ・階段を利用して社内の移動をする。階段促進週間や月間を設ける
例) 社内での2アップ3ダウン運動
(2階上がる、3階下りる程度であれば、階段利用を推奨する)
- ・朝や昼休みなどにラジオ体操やストレッチ運動を行う
- ・昼休みウォーキング週間を実施する
- ・事業所周辺で昼休みに行えるウォーキングコースを紹介する
- ・階段利用した場合の歩数やカロリー消費量を掲示する
- ・コピー機の前に「踏み台昇降台」を置き、待ち時間に行う
- ・従業員の運動不足解消の徒歩や自転車での通勤を推奨する

<勤務時間外>

- ・事業所が運動・スポーツイベントを開催する
- ・事業所で県内外のスポーツイベントに参加する
- ・健康増進を目的とした旅行（ヘルスツーリズム）の開催を通じた運動知識の向上
- ・従業員の運動不足解消のための運動施設利用料の事業所負担（一部助成含む）する
- ・休日10,000歩月間を設ける

<その他>

- ・毎日ぶらす1,000歩（2,000歩）週間を設定する
- ・万歩計等の健康機器の貸与する
- ・官公庁や自治体が行っている健康増進プロジェクトへの参加、参画する

項目 8 : 健康づくりの実践

受動喫煙対策の取り組みを実施している

◆ 趣旨

本項目は、受動喫煙防止に向けて、適切な環境が整備されているかを問うものである。本県の喫煙率は高く、特に20～50歳代の男性の喫煙率は50%を超えている状況にある。たばこは生活習慣病を始めとする多くの疾患の発症リスクを高めるため、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）による改正健康増進法の受動喫煙対策の遵守、受動喫煙を予防する職場環境の整備を期待するものである。

◆ 評価項目及び適合基準

19) 第一種施設は敷地内禁煙、第二種施設は屋内禁煙を厳守している 【必須】

- ・健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）による改正健康増進法の受動喫煙対策を遵守していること。

※この項目では、第一種施設において、法律に規定のあるとおり特定屋外喫煙所（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置を取られた場所に喫煙所を設置することができる）は認める。

※第一種施設及び第二種施設において、完全敷地内禁煙（屋内及び敷地内に喫煙所を設けていない）にしている事業所は、項目34）で適合（要件を満たす）とする。

20) 喫煙者への禁煙支援をしている

- ・本県の喫煙率は高く、特に20～50歳代の男性の喫煙率は50%を超えている状況にあることから、喫煙している従業員や禁煙をしたいと考えている従業員に対し、喫煙が及ぼす健康被害等を伝え、禁煙に関する情報提供や支援をしていること。

【取組例】

< 禁煙支援 >

- ・喫煙している従業員にチラシ等を活用して喫煙が及ぼす健康被害等を伝えている
- ・禁煙に成功した従業員へインセンティブを与える
- ・禁煙外来を紹介する
- ・禁煙外来の医療費の一部を助成する
- ・従業員全員で禁煙チャレンジ者を応援する取り組みをしている
- ・忘年会や飲み会の席での禁煙、禁煙の飲食店を利用する
- ・社用車を禁煙にする
- ・社内禁煙日を設ける（例 毎週○曜日）
- ・勤務時間内禁煙を行う
- ・禁煙イベントに参加する、禁煙イベント参加費の補助を行う

項目 9 : 健康づくりの実践

「歯・口腔の健康」の取り組みを実施している

◆ 趣旨

本項目は、歯・口腔の健康に向けて、適切な環境が整備されているかを問うものである。本県では、20歳代における歯肉の炎症所見を有する者の割合は約35%、進行した歯周炎を有する者の割合については、40歳で約65%、60歳代で約80%であり、いずれの年代も増加している。歯周病は、糖尿病や動脈硬化、認知症などの全身の健康に影響を及ぼすため、定期的な歯科健診や歯周病検診の機会を設け、歯周病予防及び生活習慣病の発症・重症化の予防を期待している。

◆ 評価項目及び適合基準

2 1) 定期的な歯科健診を促す取り組みを実施している

- ・う歯や歯周病等の予防のための定期的な歯科健診（歯周病検診含む）を促す取り組みしていること。

【取組例】

- ・歯科健診（歯周病検診）を実施している
- ・歯科健診や歯周病検診の検診費用の助成等の制度

項目 10 : 健康づくりの実践

こころの健康（メンタルヘルス対策）の取り組みを実施している

◆ 趣旨

本項目は、メンタル不調者の予防対策に関する取り組みがされているかを問うものである。メンタル不調は申し出づらく、治療や療養のために勤務時間の短縮や長期休暇等となるケースも多い。また、メンタル不調者の長期休暇等により、他の従業員の業務負担が増大するため、事業主や健康づくり担当者が、従業員のメンタル不調の予防、不調者への早期支援を行うことが必要である。

◆ 評価項目及び適合基準

2 2) ストレスチェックを実施している 【50人以上の事業所は必須】

- ・労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施していること。50人未満の事業所は、同等なストレスチェックを実施している場合は、選択項目として満たしたものとする。

2 3) 悩み、困りごと、こころの健康に関する相談窓口の周知をしている

- ・従業員のメンタルヘルス不調予備群に対する相談窓口を設置し、その周知をしていること。

【取組例】

- ・メンタルヘルスに関する社内外での相談窓口の設置、従業員への周知
- ・「こころの耳」の周知を行う

項目 11 : 健康づくりの実践
感染症予防の取り組みを実施している

◆ 趣旨

本項目は、従業員の感染症予防に関する環境を整えることで、欠勤や病欠等を予防するための取り組みができているかを問うものである。

◆ 評価項目及び適合基準

24) インフルエンザやノロウイルス等の感染症予防に関する取り組みをしている

- ・従業員に対し、予防接種の勧奨や実施、感染者の出勤停止の基準作成等の制度があり、他の従業員への感染症予防や感染拡大防止に向けた取り組みを行っていること。

【取組例】

- ・予防接種の実施
- ・予防接種の勧奨
- ・予防接種の時間の勤務認定
- ・健康診断時の風しん、麻しん、肝炎ウイルスなどの抗体化検査の実施
- ・感染者の出勤停止や特別休暇認定などの基準の作成、制度化
- ・アルコール消毒液の設置
- ・マスクの配布

項目12：健康づくりの実践

健康づくりに関する環境整備、社会資源を活用している

◆ 趣旨

本項目は、従業員への健康づくりに関する環境整備や情報提供（情報発信）を問うものである。特に、従業員への健康教育や情報提供においては、行政や保健医療関係機関が実施している健康づくりに関するイベントや保健事業を積極的に活用してもらうための視点を取り入れ、地域保健との連携を期待している。

◆ 評価項目及び適合基準

25) 健康の保持増進に係る教育の機会の推進・情報発信をしている

【取組例】

- ・健康テーマ（食事、運動、たばこ、アルコール、睡眠等）の情報発信
- ・健康テーマ（食事、運動、たばこ、アルコール、睡眠等）の研修会の開催
- ・協会けんぽメールマガジンを登録し、事業所内へ情報提供している
- ・山梨産業保健総合支援センターメールマガジンを登録し、労働衛生に関する情報提供をしている

26) 事業所内に従業員が健康づくりに活用できる健康機器等が設置されている

【取組例】

- ・血圧計、体重計、体脂肪計、その他健康機器が設置されている

27) 県（保健所）や保健医療関係機関が実施している出張講座、市町村が実施している保健事業を活用している

【取組例】

- ・保健所の健康出前講座の活用がある
- ・県政出張講座（健康づくり分野）の活用がある
- ・社会保険労務士やがん経験者（ピアサポーター）が実施している「がん患の働きやすい職場づくり」の出張講座やがん相談の活用がある
- ・栄養士会が実施している「出前栄養相談（出前栄養講座）」の活用がある
- ・保健医療関係団体の実施している健康講座等の活用がある
- ・市町村が実施している保健事業の活用がある

28) 山梨産業保健総合支援センターが実施している「産業保健研修・セミナー」を活用している

【取組例】

- ・産業医、衛生管理者、産業看護職、人事労務担当者などが研修・セミナーを受講している。

項目 13 : 治療と仕事の両立支援 治療と仕事の両立支援を行うための環境づくりを実施している

◆ 趣旨

本項目は、がんや脳卒中などの病気の治療を要する従業員の治療と仕事の両立支援に向けて、組織の意識改革や受入体制の整備等の必要な措置を講じているかを問うものである。

<がん患者の治療と仕事の両立支援の必要性>

がんは、生涯のうちに、日本人の約2人に1人が罹患すると推計されている。また、国立がん研究センターの推計では、年間約85万人が新たにがんと診断されており、このうちの約3割が20～64歳の働く世代である。がん医療の進歩等により、がん患者の生存率の向上や平均入院日数は短くなっている。その一方で、通院しながら治療を受ける患者が増えており、治療の副作用や症状等のコントロールをしつつ、通院で治療を受けながら仕事を続けている労働者が増えているため。

◆ 評価項目及び適合基準

29) 治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の明確化や情報提供を実施している

- ・治療と仕事の両立支援は、従業員からの申し出を原則とすることから、従業員が安心して相談や申し出が行えるよう相談窓口を開設する。また、相談や申し出が行われた場合の当該情報の取り扱い等を明確にされていること。

30) 治療と仕事の両立支援に関する制度整備に取り組んでいる

- ・治療と仕事の両立において、短時間の治療が定期的に繰り返される場合、就業時間に一定の制限が必要な場合、通勤による負担軽減のための出勤時間の調整が必要な場合などがあることから、休暇制度や勤務制度について、事業所の実情に応じて、治療のための配慮がされていること。

【取組例】

- ・事業主が従業員に「治療と仕事の両立」を支援することを周知している
- ・相談窓口の設置し、その旨を従業員に周知している
- ・両立支援コーディネーターを設置している
- ・対象者支援のために関係者（本人、上司、人事、健康づくり担当者）が会議を行い、勤務や業務内容等の検討、調整（適正化）をしている
- ・病気の治療と仕事の両立に向けた面接の実施
- ・入院治療や通院のために、有給休暇とは別に傷病休暇・病気休暇を取得できる制度の整備がされている
- ・時間単位での年次有給休暇の取得制度
- ・テレワーク制度

項目14：事業所で健康づくりに関する特徴的（オリジナル）な取り組みをしている
または、県が重点的に推進している次の健康増進に関する事業に取り組んでいる

◆ 趣旨

本項目は、項目1)～30)以外で、事業所の健康づくりに関する特徴的（オリジナル）な取り組みを問うものである。また、本県が重点的に推進している健康増進の事業31)～35)について、事業所が当該事業の内容等に興味を持って、従業員の健康づくりのために取り組めることを期待している。

◆ 評価項目及び適合基準

31) 事業所で健康づくりに関する特徴的（オリジナル）な取り組みをしている

・1)～30)以外で健康づくりに関する特徴的（オリジナル）な取り組みを行っていること。

32) 慢性腎臓病予防（クレアチニン検査の導入、医療機関への受診勧奨等）に取り組んでいる

・国民の8人に1人が慢性腎臓病（CKD）と言われ、自覚症状がない中で腎機能低下を来していることから本県では新規人工透析導入患者の減少を目指し、腎機能低下者に対して、かかりつけ医と腎臓専門医の2人主治医制（病診連携システム）等に取り組んでいる。慢性腎臓病予防の普及啓発に取り組んでいることや健診の血液検査項目に腎機能検査を導入し、山梨県CKD病診連携基準や山梨県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、医療機関への受診勧奨を行うことで要件を満たしたこととする

33) 従業員食堂で「やまなししぼルト定食」を提供している

・本県では、食塩摂取量の過多や野菜摂取の不足などが課題となっていることから、健康に考慮した食事を提供するために、やまなししぼルトメニュー事業に取り組んでいる。県の作成した基準（食塩相当量3g未満、野菜120g以上、エネルギー500～700kcal等）を満たしたやまなししぼルトメニュー定食（弁当）を従業員に提供していることで要件を満たしたこととする。

34) 完全敷地内禁煙（建物内及び敷地内に喫煙所を持たない）に取り組んでいる

・健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）により受動喫煙対策が強化され、第一種施設は、原則、敷地内禁煙（ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置を取られた場所に喫煙所を設置することができる）、第二種施設は屋内禁煙となっている。いずれの施設において、屋内及び敷地内に喫煙所を設けていない完全敷地内禁煙に取り組んでいる事業所であれば要件を満たしたこととする。

35) 子宮頸がん受診率向上事業へ参加している

・20代からの女性の子宮頸がん検診受診率向上のため、県内の大学や事業所等において、子宮頸がんの予防及び早期発見の理解と関心を深めるための講演会や女性スタッフによる検診を実施している。事業所において、講演会及び子宮頸がん検診車による事業に取り組むことで要件を満たしたこととする。